

海上安全指導員と連携した安全啓発活動

漁業協同組合

マリーナ

海上安全指導員

高知海上保安部では、救命胴衣の着用義務違反に対し、令和4年2月1日から違反点数が付与されることを踏まえ、令和4年1月20日に海上安全指導員と連携し、高知管内の主な漁業協同組合、マリーナ等に対する安全啓発活動を実施しました。

昨年(令和3年)は、高知県内の死亡・行方不明者を伴う事故が倍増しており、その多くが救命胴衣未着用であったことも踏まえ、日頃から漁協・マリーナと懇意にしている海上安全指導員の協力を得て、救命胴衣着用を呼びかけました。